

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る生計同一申立書

令和 年 月 日

利府町長 殿

申立者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請に際し、私が生計が同一であること及び申請車両を専ら当該障害者のために使用することを下記のとおり申し立てします。

なお、申立内容と異なる事実が発覚した場合には、減免の取り消し処分を受けても不服を申し立てません。

記

1 身体障害者等氏名

2 申 請 車 両

3 使 用 目 的 通院 ・ 通学 ・ 通所 ・ 仕事  
その他 ( )

【「生計が同一」とは】

日常の生活の資を共にすることをいいます（家計が一緒であること）。

※勤務・修学・療養等のために別居している場合でも「生活費、学資金又は療養費などを常に送金している」とときは、「生計が同一」であるものとして取り扱われます。